

小田原市公設地方卸売市場条例等の一部改正に係る現行の関係条文について

(1) 共通の取引ルールの制定について

① 売買取引の原則

(売買取引の原則)

第 22 条 市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

② 差別的取扱いの禁止等

(差別的取扱いの禁止等)

第 25 条 卸売業者は、市場における卸売の業務に関し、出荷者又は買受人に対して不当に差別的な取扱いをしてはならない。

③ 売買取引の方法

(売買取引の方法)

第 23 条 市場において行う卸売については、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める売買取引の方法によらなければならない。

(1) 別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法

(2) 別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち、規則で定める割合に相当する部分についてはせり売又は入札の方法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対による取引の方法(一の卸売業者と一の卸売の相手方とが個別に売買取引を行う方法をいい、以下「相対取引」という。)

(3) 別表第3に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又は相対取引

2 前項の規定にかかわらず、同項第1号及び第2号に掲げる物品(同項第2号に掲げる物品にあっては、同号に規定する規則で定める割合に相当する部分に限る。)の卸売については、次の各号に掲げる場合であって市長がせり売又は入札の方法によることが著しく不適當であると認めるときは、相対取引によることができる。

(1) 災害が発生したとき。

(2) 入荷が遅延したとき。

(3) 卸売の相手方が少数であるとき。

(4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をするとき。

(5) 卸売業者と買受人との間においてあらかじめ締結した契約に基づき、買受けその他の方法により、確保した物品の卸売をするとき。

(6) 緊急に出航する船舶に物品を供給する必要があるためその他緊急やむを得ない理由により、通常の卸売のための販売開始時刻以前に卸売をするとき。

(7) 第 26 条ただし書の規定により、その市場における買受人以外の者に対して卸売をするとき。

3 前2項の規定にかかわらず、第1項第2号及び第3号に掲げる物品の卸売については、次の各号に掲げる場合において市長が指示したときは、せり売又は入札の方法によらなければならない。

(1) 当該市場における物品の入荷量が一時的に著しく減少したとき。

(2) 当該市場における物品に対する需要が一時的に著しく増加したとき。

- 4 市長は、第1項第2号に規定する規則で定める割合を定め、又は変更しようとするときは、卸売業者、買受人その他の利害関係者の意見を聴くとともに、当該割合を定め、又は変更したときは、その数値を市場内の見やすい場所に掲示するものとする。
- 5 卸売業者は、第1項第3号に掲げる物品について、販売方法の設定又は変更をしようとするときは、その販売方法を卸売場内の見やすい場所における掲示その他の方法により関係者に十分周知しなければならない。

⑤ 決済の方法

(仕切り及び送金)

第 36 条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日までに、売買仕切書及び売買仕切金(消費税等相当額を含む。以下この条及び第 38 条において同じ。)を送付しなければならない。ただし、売買仕切書又は売買仕切金の送付について特約がある場合は、この限りでない。

(買受代金の即時支払義務)

第 40 条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に、買い受けた物品の代金(せり売又は入札によって買い受けた場合にあっては買い受けた額に消費税等相当額を加算して得た額とし、相対取引によって買い受けた場合にあっては消費税等相当額を含む額とする。)を支払わなければならない。ただし、規則で定めるところにより、卸売業者があらかじめ市長の承認を受けて買受人と支払猶予の特約をしたときは、この限りでない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、前項ただし書の承認をしてはならない。
 - (1) 当該特約がその他の買受人に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。
 - (2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。

⑥ 売買取引の結果等の公表

(卸売予定数量等の公表)

第 35 条 市長は、その日の卸売のための販売開始時刻前までに、第1号に掲げる物品にあっては主要な品目の主要な産地ごとの卸売予定数量を、第2号に掲げる物品にあっては主要な品目の主要な産地ごとの卸売予定数量を売買取引の方法ごとに区分して、第3号に掲げる物品にあっては主要な品目の数量及びその価格(消費税等相当額を含む。)を市場内の見やすい場所に掲示しなければならない。

- (1) 当日卸売をされる物品
- (2) 当日卸売をされる物品で別表第2に掲げるもの
- (3) 直前の開場日に卸売をされた物品

- 2 市長は、卸売のための販売終了後速やかに、その日に卸売をされた物品について、主要な品目の数量及びその価格(消費税等相当額を含む。)を市場内の見やすい場所に掲示しなければならない。この場合において、価格については、産地別に高値、中値及び安値に区分して行わなければならない。

(委託手数料の率)

第 37 条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについて、その委託者から収受する委託手数料は、卸売金額(消費税等相当額を含む。)に、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、当該各号に定める率以内において規則で定める率を乗じて得た金額とする。

- (1) 野菜及びその加工品 100 分の 8.5
- (2) 果実及びその加工品 100 分の 7.0
- (3) 生鮮水産物及びその加工品 100 分の 6.0
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める生鮮食料品等 100 分の 8.5

(出荷奨励金の交付)

第 39 条 卸売業者は、市場における物品の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、出荷奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、物品の安定的供給の確保に資するものと認めるときでなければ、前項の承認をしてはならない。

(完納奨励金の交付)

第 42 条 卸売業者は、卸売代金の期限内の完納を奨励するため、買受人に対して完納奨励金を交付するときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、完納奨励金の交付が、卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがなく、かつ、卸売業者の間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、前項の承認をしてはならない。

(2)その他の取引ルールの取扱い

別表第2(第 23 条、第 34 条、第 35 条関係)

市場	物品
青果市場	小田原市内又は近隣の市町において生産された野菜及び果実の個選物

施行規則

(青果市場に係るせり売又は入札の割合)

第 27 条 条例第 23 条第1項第2号に規定する規則で定める卸売予定数量の割合は、100 分の 30 以上とする。

(相対取引による卸売の明示等)

第 28 条 卸売業者は、条例第 23 条第1項第2号に規定する相対取引(以下「相対取引」という。)により卸売をしようとするときは、その販売開始時刻前に、その旨を当該物品に表示しなければならない。

2 卸売業者は、条例第 23 条第2項第5号に係る卸売をしようとするときは、あらかじめ予約相対取引届出書(様式第 11 号)により市長に届け出なければならない。

(買受代金の即時支払義務)

第 40 条 買受人は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に、買い受けた物品の代金(せり売又は入札によって買い受けた場合にあつては買い受けた額に消費税等相当額を加算して得た額とし、相対取引によって買い受けた場合にあつては消費税等相当額を含む額とする。)を支払わなければならない。ただし、規則で定めるところにより、卸売業者があらかじめ市長の承認を受けて買受人と支払猶予の特約をしたときは、この限りでない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、前項ただし書の承認をしてはならない。
- (1) 当該特約がその他の買受人に対して不当に差別的な取扱いとなるものであるとき。
 - (2) 当該特約により卸売業者の財務の健全性を損ない、又は卸売の業務の適正かつ健全な運営が阻害されるおそれがあるとき。

(3) 県条例の廃止に伴う規定の追加

(監督処分)

- 第54条 市長は、買受人又は付属営業人がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反したときは、当該買受人又は付属営業人に対し、当該行為の中止、変更その他違反を是正するため必要な措置を命じ、若しくは買受人にあつては第1号、付属営業人にあつては第2号に掲げる処分をすることができる。
- (1) 第13条第1項の承認を取り消し、又は6月以内の期間を定めて市場への入場の停止を命ずること。
 - (2) 第17条の許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその許可に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずること。
- 2 買受人又は付属営業人について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対し、6月以内の期間を定めて市場への入場を停止するほか、その買受人又は付属営業人に対しても前項の規定を適用する。